

## 令和3年度における内部統制制度の運用状況について

### 1 内部統制制度について

#### (1) 内部統制制度とは

効率的かつ効果的な事務執行体制の確保や、法令・ルールを遵守した適正な事務執行体制の確保等を目的とする制度。首長自らが、事務上のリスクをあらかじめ識別・評価し、対応策を講じるとともに、事務上の事故が発生した場合は組織全体でその情報を共有し、改善に向けた取組みを継続することで、事務執行の適正化を図るもの。

制度運用の状況については、年度ごとに評価報告書を作成し、監査委員による審査を受け、その意見を付して議会に提出する。

地方自治法の改正により、令和2年4月から、内部統制制度の導入が都道府県知事と政令指定都市の市長に義務付けられた。

#### (2) 対象事務

地方自治法上は市長の権限に属する財務事務のみが必須とされているが、本市においては、市民からの信頼を確保し、持続的で質の高い市役所経営を進める観点から、市長の権限に属する事務全般を対象とするとともに、本市の公営企業管理者及び行政委員会の権限に属する事務についても一体的に推進することとしている。

### 2 令和3年度内部統制評価報告書等について

#### (1) 報告書等の提出

令和3年度内部統制評価報告書及び説明資料を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出した。報告書及び説明資料は、市公式ホームページ上で公開している。

<https://www.city.sendai.jp/gyosekeiei/naibutousei-houkokusyo.html>

#### (2) 評価結果

組織全体に適用する内部統制の状況（規程の整備状況等）、各所属で実施する内部統制の状況（リスクチェックシートの整備状況）等については、いずれの部局においても、有効に整備されていると評価。

評価対象期間中の運用上の「重大な不備」(※)を把握したため、当該事務については、有効に運用されていないとの評価になったが、当該事務を除く事務の執行結果としては、有効に運用されていると評価。

※不適切な事務処理が発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたもの。

#### (3) 評価結果を踏まえた対応について

評価結果を踏まえ、不適切な事務処理の発生防止に向けて以下のような対応を行った。

- 適正な事務処理の徹底を求める庁内通知の発出（各所属にも参考となる不適切な事務処理事例も情報提供）
- 係長職以下の職員向け研修の実施（特に「単純な事務処理ミス」の発生防止を図るもの）

- 全職員の意識啓発に向け庁内広報紙「コンプラ通信」(事務ミス事例追加版)を発行

### 3 令和3年度に把握された不適切な事務処理等の概要について

#### (1) 全体概要

令和3年度に庁内各所属から報告された不備（※）は総計503件であり、その類型毎の件数・割合は以下のとおり。

※ 各行政委員会・公営企業の不備を含め、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、評価部局にて覚知した案件を計上している。ただし、「内部統制の範囲外」と評価したものを除く。

類型	件数	構成比	うち重大な不備
①財務関係 ・収納金等の誤徴収や請求漏れ、支援金等の支給漏れ ・物品等の紛失・委託料等の算定誤り など	282 (+88)	56%	7 (+3)
②個人情報関係 ・郵便やメールなどの誤送付、窓口での証明書類の誤交付などによる個人情報の漏えい	89 (+12)	18%	2 (▲4)
③その他 ・通知内容の誤記載（財務関係や個人情報関係に係らないもの）など	132 (+55)	26%	3 (▲3)
合 計	503 (+155)	-	12 (▲4)

※カッコ内は前年度からの増減

#### (2) 「運用上の重大な不備」と評価した事案の概要一覧 [計 12 件]

##### 【市長の権限に属する事務】

No.	件 名	類型	概要
1	心身障害者医療費助成における国保自動償還での支給誤り（健康福祉局）	財務関係	心身障害者医療費助成において、本市の国民健康保険加入者を対象とした窓口申請を必要としない自動償還の仕組みによる助成金支給に際し、未支給または過大支給があったもの。
2	医療費助成における国保自動償還での支給誤り（健康福祉局・子供未来局）	財務関係	心身障害者医療助成、子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成の各医療費助成制度において、本市の国民健康保険加入者を対象とした窓口申請を必要としない自動償還の仕組みによる助成金支給に際し、過大支給または過少支給があったもの。

No.	件名	類型	概要
3	障害福祉サービス（生活介護事業）にかかると人員配置体制加算の支給誤り（健康福祉局）	財政関係	障害福祉サービス事業所（生活介護事業所）から、錯誤により、介護給付費について要件を満たさない加算の届出がなされ、これを本市において算定可能と判断して受理したことにより、当該事業所においてその加算を12カ月間算定していたもの。
4	暴力被害などによる住民基本台帳事務における支援措置対象者に係る文書の誤通知（健康福祉局）	個人情報関係	精神保健福祉法に基づく措置入院に係る保護者への通知に関する事務において、入院者が住民基本台帳法上の支援措置対象者であるものについて、当該支援措置対象者の住所を記載した通知を加害者である保護者に対して交付したものの。
5	障害福祉サービス（生活介護事業）における医療的ケア事故（健康福祉局）	その他	本市からの業務委託により運営している障害福祉サービス（生活介護事業）において、胃ろうにて経管栄養を受けている利用者に対し、看護師が、水分及び塩分補給などの分量を誤ったほか、与薬の時間を誤ったもの。
6	老人福祉法に基づく措置入所における入所者負担金の過大徴収（健康福祉局・若林区）	財務関係	老人福祉法に基づく措置入所として養護老人ホームに入所した入所者から、収入として取扱わないこととされている心身障害者扶養共済年金受給額も含めた収入申告がなされ、本市において当該年金を誤って収入認定していたことにより、入所者負担金を過大に徴収していたもの。
7	特定・基礎健診結果通知書誤入力に伴う受診者への誤通知（健康福祉局）	その他	平成28年度から令和3年度に実施した特定健診および基礎健診の結果の送付について、一部の受診者に対し健診結果の記載に誤りのあるものを送付したものの。 また、このうちの一部の対象者については、当該誤った健診結果に基づき、本来不要な医療機関受診や特定保健指導利用の勧奨を行ったもの。
8	肉用牛所得の算定漏れによる国民健康保険料等の誤り（健康福祉局）	財務関係	国民健康保険料の算定や70歳以上の一部負担金の割合の判定において、本来用いるべき肉用牛所得が含まれていなかったことから、一部の被保険者について保険料を低く算定していたほか、そのうち1名の70歳以上被保険者については、一部負担金の割合を低く設定していたもの。

No.	件名	類型	概要
9	新型コロナウイルス感染症患者に係る対応及び公表の漏れ（健康福祉局）	その他	新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した患者について、医療機関から保健所あて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）により患者発生の届け出がなされたものの、保健所において覚知されず、健康観察や療養調整等の対応及び公表が行われなかったもの。
10	児童館の指定管理料の算定誤り（子供未来局）	財政関係	児童館において、電力メーターの読み取り方を誤ったことにより、電気料を差引いて支払っている指定管理料に過払いが生じたもの。

#### 【行政委員会の権限に属する事務】

No.	件名	類型	概要
1	市立中学校における「心とからだの健康調査票」の誤送付（教育局）	個人情報関係	児童生徒の心とからだの健康状態について、変化や異常を早期に発見し、支援や相談につなげるために義務教育の9年間を継続調査期間としている「心とからだの健康調査」を実施するため、市立中学校において調査票を生徒に配付した際、前回までの調査回答が記された生徒Aの調査票を、誤って生徒Bに配付したもの。

#### 【公営企業管理者の権限に属する事務】

No.	件名	類型	概要
1	行政財産目的外使用料の誤徴収（交通局）	財務関係	地下鉄駅舎及び隧道内に設置している通信設備に係る行政財産目的外使用許可について、東西線の駅舎（八木山動物公園駅・青葉山駅）の使用料の算定に用いている㎡あたりの単価の算定方法が誤っていたことにより、過大に使用料を徴収していたもの。